

## 令和4年度滋賀県障害福祉サービス確保のための支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生等による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。そのため、知事は新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等において、通常の障害福祉サービス等の提供時では想定されない経費や代替サービスに関する取組の経費等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)通所系サービス事業所とは、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所をいう。
- (2)障害者支援施設等とは、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所支援施設、医療型障害児入所施設を実施する施設をいう。
- (3)訪問系サービス事業所とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を実施する事業所をいう。
- (4)相談支援事業所とは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援を実施する事業所をいう。
- (5)障害福祉サービス等事業所とは、通所系サービス事業所、短期入所事業所、訪問系サービス事業所をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者については、第4条に定める事業を実施する施設・事業所(大津市に所在する施設・事業所を除く。)を運営する市町および社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等の団体とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業については、次に定める事業とする。

#### (1)障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

次のアからオに該当する施設・事業所が、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービス等を継続して実施する事業

ア 利用者または職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)

イ 濃厚接触者に対応した短期入所事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等

ウ 滋賀県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所事業所

エ アまたはイ以外の事業所であって、発熱等の症状を呈する利用者または職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設、共同生活援助事業所  
※具体的な取扱いについては、別記のとおり。

オ アまたはウ以外の通所系サービス事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合または感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。)

## (2)障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

次のアまたはイに該当する施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等を行う事業

ア 前号のアまたはウに該当する障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等および相談支援事業所  
イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所

なお、「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月20日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づき訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。

## (補助対象経費)

第5条 第4条第1項(1)に掲げる事業において、以下の各号の経費を1施設・事業所ごとに基準単価まで補助する。

### (1)第4条第1項(1)のア、イまたはウに該当する施設・事業所が要した次の経費

- ア 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費
- イ 施設・事業所の消毒・清掃費用
- ウ 感染症廃棄物の処理費用
- エ 感染者または濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

### (2)第4条第1項(1)のエに該当する施設・事業所が要した次の経費

- ア 一定の要件に該当する自費検査費用

### (3)第4条第1項(1)のア、イ、ウまたはオに該当する事業所が要した次の経費(代替サービス提供期間の分に限る。)

- ア 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
- イ 代替場所の確保費用(使用料)
- ウ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- エ 代替場所や利用者宅への旅費
- オ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用

カ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)

2 第4条第1項(2)に掲げる事業において、以下の経費を1施設・事業所ごとに基準単価まで補助する。

(1)利用者受入や職員の応援派遣に係る費用

ア 追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

(補助金の交付額)

第6条 第4条第1項(1)のアの施設・事業所において、第4条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表1の第1欄に定める対象施設・事業所ごとに、第2欄に定める補助単価と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 第4条第1項(1)のイの施設・事業所において、第4条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表2の第1欄に定める対象施設・事業所ごとに、第2欄に定める補助単価と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 第4条第1項(1)のウの施設・事業所において、第4条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表3の第1欄に定める対象施設・事業所ごとに、第2欄に定める補助単価と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 第4条第1項(1)のエの施設・事業所において、第4条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表4の第1欄に定める対象施設・事業所ごとに、第2欄に定める補助単価と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 第4条第1項(1)のオの施設・事業所において、第4条第1項(1)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表5の第1欄に定める対象施設・事業所ごとに、第2欄に定める補助単価と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 第4条第1項(2)に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表6の第1欄に定める対象施設・事業所ごとに、第2欄に定める補助単価と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

7 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、県および厚生

労働省が特に必要と認める場合に限り、補助単価を上乗せすることができる。

(交付申請)

第7条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、交付申請書等(様式1)により、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

(補助金の交付条件)

第8条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

(1)事業に要する経費の配分を変更してはならないものとする。

(2)事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3)事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4)事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。なお、承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その交付した補助金の全部または一部を県に納付させることができるものとする。

(5)事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6)補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(7)補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、当該調書および証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その申請した日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第10条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、変更交付申請書(様式2)により知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金等の交付申請を行った者は、当該年度の事業が完了したとき(廃止したときを含む。)、事業実績報告書(様式3)に関係書類を添えて、あらかじめ指定する期日までに補助金等の事業実績報告を知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

第12条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1)規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2)知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3)規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第13条 規則およびこの要綱の規定により提出する書類は、知事が定める日までに健康医療福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 第6条の規定に基づく交付申請、第9条の規定に基づく変更交付申請または第10条の規定に基づく実績報告について、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第15条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和 5 年1月4日から施行し、令和4年4月1日以降の事業に適用する。

ただし、令和3年度に生じた費用(令和3年度滋賀県障害福祉サービス確保のための支援事業費補助金の交付を受けた事業所・施設に限る)のうち、令和3年度に補助金の交付を受けていない費用については、本要綱の交付対象とする。

## 別記

第4条第1項(1)のエに規定する「アまたはイ以外の事業所であって、発熱等の症状を呈する利用者または職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設または共同生活援助事業所」に対する補助の取扱いは、以下のとおりとする。

### 1. 障害者支援施設または共同生活援助事業所への自費検査費用の補助の考え方

障害者支援施設または共同生活援助事業所(以下「障害者支援施設等」という。)の入所(居)者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、特に障害者支援施設等においては、クラスター発生の未然防止に取り組む必要があるため、障害者支援施設等において、保健所による行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、クラスター発生の防止のために障害者支援施設等の判断により自費で検査を実施することが想定されることを踏まえて、2.に掲げる要件のもと、補助の対象とする。

### 2. 補助要件

#### (1)補助対象施設・事業所

障害者支援施設、共同生活援助事業所

#### (2)対象者および要件

ア 濃厚接触者と同居する職員

イ 発熱等の症状(※)を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

ウ 面会后、面会に来た家族等が感染者または濃厚接触者であることが判明した入所(居)者など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①および②の要件に該当する場合

① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、または感染拡大地域に所在する障害者支援施設等

② 保健所、受診・相談センターまたは地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象とならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

※感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センターまたは地域の医療機関から行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。

#### (3)補助額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。

また、1施設ごとの補助額は別表4の補助単価の範囲内とする。

#### (4)その他

ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

イ 保健所、受診・相談センターまたは地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書(様式1-3)を作成し、本事業の申請書と併

せて知事に提出しなければならない。



別表1

1. 施設・事業所	2. 補助単価	3. 補助対象経費	4. 補助率
療養介護	1,978 千円／事業所	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	10/10
生活介護	631 千円／事業所		
自立訓練（機能訓練）	288 千円／事業所		
自立訓練（生活訓練）	228 千円／事業所		
就労移行支援	221 千円／事業所		
就労継続支援A型	279 千円／事業所		
就労継続支援B型	294 千円／事業所		
児童発達支援	271 千円／事業所		
医療型児童発達支援	172 千円／事業所		
放課後等デイサービス	257 千円／事業所		
短期入所	146 千円／事業所		
施設入所支援	1,013 千円／施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	335 千円／事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	259 千円／事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	150 千円／事業所		
福祉型障害児入所施設	985 千円／施設		
医療型障害児入所施設	529 千円／施設		
居宅介護	107 千円／事業所		
重度訪問介護	175 千円／事業所		
同行援護	60 千円／事業所		
行動援護	106 千円／事業所		
就労定着支援	35 千円／事業所		
自立生活援助	19 千円／事業所		
居宅訪問型児童発達支援	30 千円／事業所		
保育所等訪問支援	35 千円／事業所		
計画相談支援	50 千円／事業所		
地域移行支援	36 千円／事業所		
地域定着支援	38 千円／事業所		
障害児相談支援	37 千円／事業所		

※ 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて補助単価まで補助することができる。

別表2

1. 施設・事業所	2. 補助単価	3. 補助対象経費	4. 補助率
短期入所	146 千円／事業所	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	10／10
施設入所支援	1,013 千円／施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	335 千円／事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	259 千円／事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	150 千円／事業所		
福祉型障害児入所施設	985 千円／施設		
医療型障害児入所施設	529 千円／施設		
居宅介護	107 千円／事業所		
重度訪問介護	175 千円／事業所		
同行援護	60 千円／事業所		
行動援護	106 千円／事業所		
就労定着支援	35 千円／事業所		
自立生活援助	19 千円／事業所		
居宅訪問型児童発達支援	30 千円／事業所		
保育所等訪問支援	35 千円／事業所		

※ 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて補助単価まで補助することができる。

別表3

1. 施設・事業所	2. 補助単価	3. 補助対象経費	4. 補助率
療養介護	1,978 千円／事業所	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	10/10
生活介護	631 千円／事業所		
自立訓練（機能訓練）	288 千円／事業所		
自立訓練（生活訓練）	228 千円／事業所		
就労移行支援	221 千円／事業所		
就労継続支援A型	279 千円／事業所		
就労継続支援B型	294 千円／事業所		
児童発達支援	271 千円／事業所		
医療型児童発達支援	172 千円／事業所		
放課後等デイサービス	257 千円／事業所		
短期入所	146 千円／事業所		

※ 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて補助単価まで補助することができる。

別表4

1. 施設・事業所	2. 補助単価	3. 補助対象経費	4. 補助率
施設入所支援	1,013 千円／施設	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	10／10
共同生活援助（介護サービス包括型）	335 千円／事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	259 千円／事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	150 千円／事業所		

※ 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて補助単価まで補助することができる。

別表5

1. 施設・事業所	2. 補助単価	3. 補助対象経費	4. 補助率
療養介護	1,978 千円／事業所	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	10／10
生活介護	631 千円／事業所		
自立訓練（機能訓練）	288 千円／事業所		
自立訓練（生活訓練）	228 千円／事業所		
就労移行支援	221 千円／事業所		
就労継続支援A型	279 千円／事業所		
就労継続支援B型	294 千円／事業所		
児童発達支援	271 千円／事業所		
医療型児童発達支援	172 千円／事業所		
放課後等デイサービス	257 千円／事業所		

※ 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて補助単価まで補助することができる。

別表6

1. 施設・事業所	2. 補助単価	3. 補助対象経費	4. 補助率
療養介護	989千円／事業所	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	10／10
生活介護	316千円／事業所		
自立訓練（機能訓練）	144千円／事業所		
自立訓練（生活訓練）	114千円／事業所		
就労移行支援	110千円／事業所		
就労継続支援A型	140千円／事業所		
就労継続支援B型	147千円／事業所		
児童発達支援	136千円／事業所		
医療型児童発達支援	86千円／事業所		
放課後等デイサービス	128千円／事業所		
短期入所	73千円／事業所		
施設入所支援	506千円／施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	167千円／事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	129千円／事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	75千円／事業所		
福祉型障害児入所施設	493千円／施設		
医療型障害児入所施設	264千円／施設		
居宅介護	41千円／事業所		
重度訪問介護	67千円／事業所		
同行援護	23千円／事業所		
行動援護	41千円／事業所		
就労定着支援	17千円／事業所		
自立生活援助	9千円／事業所		
居宅訪問型児童発達支援	11千円／事業所		
保育所等訪問支援	13千円／事業所		
計画相談支援	25千円／事業所		
地域移行支援	18千円／事業所		
地域定着支援	19千円／事業所		
障害児相談支援	18千円／事業所		

※ 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて補助単価まで補助することができる。